

- 日本から流出することによって国際平和・安全を脅かす可能性のある技術の管理制度の運用が、令和4年5月1日から見直されます。

学生の皆様にご理解いただきたいこと

- 学生の皆様が以下の**類型①**、または**②**に該当する場合には、大学が技術提供にあたって、経産省への許可申請の要否を検討することがあります。その結果、技術提供がすぐに実施されない場合があります。
- また、経産省が大学からの申請について、国際平和・安全の維持の観点から不許可とする場合、結果的に大学からの技術提供が行われない場合があります。
- これは、大学が、今回の制度の運用見直しを受け、法令遵守の目的で行うものであり、皆様を不当に不利益に扱うことを目的とするものではありません。

※ここでの「技術提供」とは、大学において、研究指導、授業、会議、打合せ、実験装置の改良、開発等を通じて、国際平和・安全を脅かす可能性のある技術を大学が学生に提供する事を指します。

① 外国政府や外国法人と**雇用契約等を結んでいる**場合（**類型①**）

例①：大学に所属して研究に従事しているが、外国企業※の従業員としての籍を残している

例②：学生の身分を有しつつ、外国のベンチャー企業※の経営に参画している ※いわゆる外資系企業の日本法人は含まれません

② 外国政府などから**経済的利益を受けている**場合（**類型②**）

例①：**外国政府から留学資金の提供**を受けている外国人留学生

例②：**外国政府の理工系人材獲得プログラム**に参加し、**多額の研究資金や生活費の提供**を受けている

所属する大学等に提出する誓約書に関する補足

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書

御中

年 月 日

住所
氏名

私は、【貴社／貴法人】が「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿易局第492号。以下、役務通達という。）の**1(3)サ①又は②に該当する居住者**に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、【貴社／貴法人】の法令遵守のため、役務通達の**1(3)サ①又は②に該当することについて**、下記のとおり誓約いたします。

記

私は、

- ☐ 以下の①に該当します。
- ☐ 以下の②に該当します。
- ☐ 以下の①及び②に該当します。
- ☐ 以下のいずれにも該当しませんので、誓約は不要です。

類型①

類型①に該当する場合にチェックしてください。
外国政府等又は外国法人等と雇用契約を結んでいる場合に該当します。

類型①には、あなた又は本邦大学と外国法人・外国大学等との間で、あなたに対する当該本邦大学の指示が外国法人・外国大学等よりも優先する旨が合意されている場合等は例外とされています。

類型②

類型②に該当する場合にチェックしてください。
外国政府等から多額の金銭等の経済的利益を受けている場合に該当します。

多額の金銭等とは、あなたの所得の1/4以上を占める利益をいいます。

類型①,②

類型①及び②のいずれにも該当する場合にチェックを入れてください。

該当しない

類型①及び②にも該当しない場合は、チェックを入れてください。